

実習生等交流支援事業のご案内

当組合では、実習生等・企業相互の連結強化のため、実習生等・企業の各種交流事業等に対して、費用の一部を助成いたします。

1. 対象者 組合が監理・支援する技能実習生等
2. 支援内容 技能実習生等 組合が認めた各種交流事業へ参加した場合
1人あたり、上限2,000円を支援する。
★ 事業費の 1/2 を上限とし、1人年間 1 回限りとする
3. 対象事業 組合員(ブロック実施の場合は代表企業)が主催する各種交流事業
実習生等を交えた、ボーリング、バーベキュー等の、各種親睦行事
4. 手続 ① 実施前に、**事業計画書(様式 1 号)**を FAX 又は電子メール送付
② 担当より受付済の事業計画書を返送
③ 実施後、**事業報告書兼請求書(様式 2 号・印要)**に、領収書、開催内容
がわかる写真を添えて、FAX 又は電子メール送付
④ 支給(請求書にて相殺して精算)
5. 申請期間 2024 年 6 月 28 日より
6. 提出先 当組合 実習生等交流支援事業係
FAX: 076-452-1530
e-mail: tomishin@tam.ne.jp